

令和6年第3回川西町 議会定例会会議録

令和6年9月20日 金曜日 午前11時25分開議

議長 井上 晃 一 副議長 伊 藤 進

出席議員（13名）

1番 船 山 千 鶴 君	2番 鈴 木 孝 之 君
3番 寒河江 寿 樹 君	4番 遠 藤 明 子 君
5番 渡 部 秀 一 君	6番 寒河江 司 君
7番 吉 村 徹 君	8番 鈴 木 幸 廣 君
9番 神 村 建 二 君	10番 橋 本 欣 一 君
11番 高 橋 輝 行 君	12番 伊 藤 進 君
13番 井 上 晃 一 君	

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町 長 茂 木 晶 君	副 町 長 島 貫 啓 一 君
教 育 長 小 林 英 喜 君	総 務 課 長 有 坂 強 志 君
安全安心課長 前 山 律 雄 君	財 政 課 長 坂 野 成 昭 君
まちづくり 課 長 大 友 勝 治 君	政策推進課長 色 摩 良 一 君
会計管理者・ 税務会計課長 鈴 木 玄 君	住 民 課 長 中 山 宗 隆 君
福祉介護課長 梶 山 由 美 君	健康子育て 課 長 近 祐 子 君
産業振興課長 内 谷 新 悟 君	農地林務課長 ・農業委員会 事 務 局 長 佐 藤 賢 一 君
地域整備課長 大河原 孝 如 君	教育文化課長 安 部 博 之 君
財 政 主 幹 石 田 英 之 君	

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 優 徳

事務局長補佐 緒 形 信 彦

主 査 高 橋 知 希

議 事 日 程 (第 4 号)

令和6年9月20日 金曜日 午前11時25分開議

日程第 1 議第57号 川西町印鑑条例及び川西町手数料条例の一部を改正する条例の設定
についてから議第56号 令和6年度川西町下水道事業会計補正予算(第2号)
までの付託議案の審査報告について

(産業厚生常任委員会委員長)

(予算特別委員会委員長)

日程第 2 議第44号 令和5年度川西町一般会計歳入歳出決算認定についてから議第50
号 令和5年度川西町水道事業会計決算認定についてまでの付託議案の審査報告
について

(決算特別委員会委員長)

日程第 3 議第62号 令和4年発生鏡沼地区農業用施設災害復旧事業変更委託契約の締結
について

日程第 4 発議第14号 議員の派遣について

日程第 5 発議第15号 高橋輝行議員に対する辞職勧告決議

日程第 6 発議第16号 閉会中の継続審査について

日程第 7 発議第17号 閉会中の所管事務調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開議の宣告

○議長 ご苦労さまでございます。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和6年第3回川西町議会定例会第18日目の会議を開きます。

(午前11時25分)

◎議事日程の報告

○議長 本日の会議は、既に配付いたしております議事日程により進めてまいります。

地方自治法第121条の規定により、町長、教育委員会教育長及び監査委員の出席を求めています。

◎議第57号 川西町印鑑条例及び川西町手数料条例の一部を改正する
条例の設定についてから議第56号 令和6年度川西町
下水道事業会計補正予算（第2号）までの付託議案の審
査報告について

○議長 日程第1、議第57号 川西町印鑑条例及び川西町手数料条例の一部を改正する条例の設定についてから議第56号 令和6年度川西町下水道事業会計補正予算（第2号）までの付託議案の審査報告について、これを議題といたします。

当該8議案については、本定例会第1日目の9月3日本会議において、産業厚生常任委員会及び予算特別委員会に審査を付託いたしましたものであります。その審査結果について報告がありましたので、これを議題とするものであります。

なお、採決は産業厚生常任委員会及び予算特別委員会ごとに行いますので、ご了承願います。

初めに、産業厚生常任委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長遠藤明子さん。

遠藤明子さん。

(産業厚生常任委員会委員長 遠藤明子君 登壇)

○産業厚生常任委員会委員長 4 番遠藤です。

それでは、産業厚生常任委員会付託議案審査報告書を私のほうから報告いたします。

令和6年9月3日、第3回川西町議会定例会本会議において、産業厚生常任委員会に付託された議案についての審査の経過と結果を次のとおり報告いたします。

1、2、3については記載のとおりであります。

4、付託された議案についての質疑並びに意見等の結果。

(1) 議第57号 川西町印鑑条例及び川西町手数料条例の一部を改正する条例の設定について。

町民の利便性向上及び窓口業務の負担軽減を図るため、印鑑証明書及び住民票のコンビニ交付サービス導入に伴い、関係条例を改正する旨の説明を受けた。

導入に当たり、住民に対し分かりやすい周知となるよう意見を付した。

(2) 議第58号 川西町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

診療報酬の算定方法の一部を改正する告示及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による国民健康保険法の一部改正に伴い、改正する旨の説明を受けた。

(3) 議第59号 山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、従来の被保険者証等が廃止されることに伴い、関連する規定を変更する旨の説明を受けた。

以上、各議案について当局の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

○議長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終了いたしました。

産業厚生常任委員会委員長及び副委員長は、正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

鈴木幸廣君。

○8番 私のほうからはコンビニ交付の件でちょっとお伺いしたいんですが、多分、条例には12月頃から始まるというようなことで理解しているわけですが、町内のコンビニどこでも交付されるものなのかどうか、そこまで検討されたのかどうかだけ伺いたいと思います。

○議長 遠藤明子さん。

○産業厚生常任委員会委員長　お答えいたします。

12月2日から開始されるものと報告を受けました。また、町内はセブニーイレブン、コンビニ、ファミマ、町内全て大丈夫でございます。

○議長　ほかに。

(なし)

○議長　ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

産業厚生常任委員会委員長及び副委員長は自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第57号　川西町印鑑条例及び川西町手数料条例の一部を改正する条例の設定について、本議案について、産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。

産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長　全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第58号　川西町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。

産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長　全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第59号　山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、本議案について、産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。

産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長　全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、予算特別委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長吉村　徹君。

吉村　徹君。

(予算特別委員会委員長 吉村 徹君 登壇)

○予算特別委員会委員長 7 番吉村です。

川西町議会予算特別委員会の審査の報告を申し上げます。

本特別委員会に付託された議案を審査した結果について、次のとおり決定しましたので、川西町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

去る 9 月 3 日、議会定例会本会議において、本特別委員会に付託されました議第52号 令和 6 年度川西町一般会計補正予算（第 3 号）、議第53号 令和 6 年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、議第54号 令和 6 年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、議第55号 令和 6 年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）、議第56号 令和 6 年度川西町下水道事業会計補正予算（第 2 号）、以上 5 議案について、常任委員会を単位とする 2 つの分科会において、示された日程に従い、関係課長等職員の出席を求め、提出された関係諸資料を含め詳細な説明を聴取し、細部にわたる審査をいたしました。

さらに、本日開かれた予算特別委員会において、分科会の主査報告を受けた後、重ねて質疑を行い、慎重審査の結果、付託された 5 議案はいずれも可決すべきものと決定した次第であります。

決定の状況につきましては、議第52号 令和 6 年度川西町一般会計補正予算（第 3 号）、議第53号 令和 6 年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、議第54号 令和 6 年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、議第55号 令和 6 年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）、議第56号 令和 6 年度川西町下水道事業会計補正予算（第 2 号）、以上 5 議案につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、分科会審査の過程における町当局に対する意見等については、各分科会主査報告書に記載しておりますので、今後十分ご検討の上、その実現について、しかるべくお取り計らいますようお願いいたします。

また、議案審査に当たり、町当局より諸資料を提供いただき、効率的・効果的な審査にご協力いただきました。

これで予算特別委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長 予算特別委員会委員長の報告が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております令和 6 年度川西町各会計補正予算 5 議

案につきましては、予算特別委員会において十分な審査の上、決定されたものでありますので、この際、質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認め、採決に入ります。

議第52号 令和6年度川西町一般会計補正予算(第3号)、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第53号 令和6年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第54号 令和6年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第55号 令和6年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第56号 令和6年度川西町下水道事業会計補正予算(第2号)、本議案について、予算

特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

◎議第44号 令和5年度川西町一般会計歳入歳出決算認定についてか
ら議第50号 令和5年度川西町水道事業会計決算認定
についてまでの付託議案の審査報告について

○議長 日程第2、議第44号 令和5年度川西町一般会計歳入歳出決算認定についてから議第50号 令和5年度川西町水道事業会計決算認定についてまでの付託議案の審査報告について、これを議題といたします。

この際、議員選出の鈴木孝之監査委員は、監査委員席にご着席ください。

当該7議案につきましては、本定例会第3日目の9月5日本会議において、決算特別委員会に審査を付託したものであります。その審査結果について報告がありましたので、これを議題といたします。

決算特別委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長鈴木幸廣君。

鈴木幸廣君。

(決算特別委員会委員長 鈴木幸廣君 登壇)

○決算特別委員会委員長 8番鈴木です。

私から川西町議会決算特別委員会の審査の報告を申し上げます。

本特別委員会に付託された議案を審査した結果について、次のとおり決定いたしましたので、川西町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

去る9月5日、議会定例会本会議において、本特別委員会に付託されました議第44号 令和5年度川西町一般会計歳入歳出決算認定について、議第45号 令和5年度川西町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第46号 令和5年度川西町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第47号 令和5年度川西町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第48号 令和5年度川西町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第49号 令和5年度川西町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ

いて、議第50号 令和5年度川西町水道事業会計決算認定について、以上7議案について、常任委員会を単位とする2つの分科会を設置し、示された日程に従い、町長、副町長、教育長をはじめ関係課長等職員の出席を求め、令和5年度における主要な施策の成果及び予算実績報告書を中心に詳細な説明を聴取し、細部にわたる審査を行いました。

さらに、本日開かれた決算特別委員会において、各分科会の主査報告を受けた後、重ねて質疑、討論を行い、慎重審査の結果、付託された7議案はいずれも認定すべきものと決定した次第であります。

決定の状況につきましては、議第45号 令和5年度川西町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第46号 令和5年度川西町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第47号 令和5年度川西町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第48号 令和5年度川西町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第49号 令和5年度川西町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議第50号 令和5年度川西町水道事業会計決算認定について、以上の6議案につきましては、全員一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

議第44号 令和5年度川西町一般会計歳入歳出決算認定について、以上1議案につきましては、少数の反対がありましたが、賛成多数をもって認定すべきものと決定いたしました。

なお、各分科会審査の過程における町当局に対する意見等については、各分科会主査報告書に記載しておりますので、今後十分ご検討の上、その実現について、しかるべくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

また、決算審査に当たり、町当局には諸資料を提供いただき、効果的・効率的な審査にご協力をいただきましたことに感謝の意を表し、決算特別委員会の報告を終わります。

ありがとうございました。

○議長 決算特別委員会委員長の報告が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております令和5年度川西町各会計決算認定7議案につきましては、決算特別委員会において十分な審査の上、決定されたものでありますので、この際、質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

鈴木孝之監査委員は自席にお戻りください。

直ちに採決に入ります。

議第44号 令和5年度川西町一般会計歳入歳出決算認定について、本議案について、決算特別委員会委員長の報告は認定であります。

決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議第45号 令和5年度川西町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、本議案について、決算特別委員会委員長の報告は認定であります。

決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議第46号 令和5年度川西町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、本議案について、決算特別委員会委員長の報告は認定であります。

決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議第47号 令和5年度川西町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、本議案について、決算特別委員会委員長の報告は認定であります。

決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議第48号 令和5年度川西町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、本議案について、決算特別委員会委員長の報告は認定であります。

決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議第49号 令和5年度川西町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、本議案について、決算特別委員会委員長の報告は認定であります。

決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議第50号 令和5年度川西町水道事業会計決算認定について、本議案について、決算特別委員会委員長の報告は認定であります。

決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時といたします。

(午前11時52分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

◎議第62号 令和4年発生鏡沼地区農業用施設災害復旧事業変更委託
契約の締結について

○議長 日程第3、議第62号 令和4年発生鏡沼地区農業用施設災害復旧事業変更委託契約の締結について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長茂木 晶君。

町長。

○町長 議第62号 令和4年発生鏡沼地区農業用施設災害復旧事業変更委託契約の締結についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

内容については、佐藤農地林務課長が説明しますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 議第62号 令和4年発生鏡沼地区農業用施設災害復旧事業変更委託契約の締結についてご説明いたします。

山形県農地及び農業用施設災害復旧受託要綱に基づき、令和6年4月1日付、契約締結した令和6年度の令和4年発生鏡沼地区農業用施設災害復旧事業について、下記のとおり変更委託契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記。

- 1、契約の目的、令和4年発生鏡沼地区農業用施設災害復旧事業委託。
- 2、契約の方法、山形県農地及び農業用施設災害復旧受託要綱による契約。
- 3、契約の金額、変更前、金4,100万円、変更後、金1億6,127万5,000円、比較、金1億2,027万5,000円。

- 4、契約の相手方、山形市松波2丁目8番1号、山形県知事でございます。

本日付提出、町長名でございます。

提案理由は先ほど町長が申したとおりでございます。

添付資料について説明をさせていただきます。

仮契約書（変更）。

事業の名称、令和4年発生鏡沼地区農業用施設災害復旧事業。

期間、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。

契約料、変更前、金4,100万円、変更後、金1億6,127万5,000円、比較、金1億2,027万5,000円の増でございます。

第12条、この契約は、この契約締結後における最初の川西町議会において議決されたときをもって本契約として成立し、その効力を発生する。

令和6年9月13日。

委託者、川西町大字上小松977番地1、川西町長でございます。

受託者名、山形市松波2丁目8番1号、山形県知事でございます。

災害復旧事業及び農業用施設災害関連事業の概要でございます。

1、工程計画、①の大光院堤1号災害復旧工事でございます。こちらは堤体復旧と放流工の改修というようなところで、令和6年度、復旧事業をまず12月ぐらいまでやる予定でございましたが、これが少し延長になりまして、そのほかに湛水試験が追加となっております。

②の大光院堤1号災害関連工事でございます。こちらは洪水吐きの改修になります。こちらは改修工事が完了してございます。

2、本委託の主な事項。

(1) 本工事、仮設工・工事費の精査でございます。

(2) 測量及び試験費でございます。

3、本委託の主な内容でございます。

(1) 洪水吐き工の床掘りについては、査定時にオープンカットで計画されていましたが、令和5年度に洪水吐き工の上流部を施工した際、地下水等で緩んだことにより、のり面が崩壊した事象があったことから、現地調査を実施しました。その結果、地下水等でのり面が崩壊するリスクが懸念され、また、左岸側には公園の園路、右岸側にはダリヤ園の管理棟が近接しており開削は困難であり、周辺環境への影響や安全性などの面から、油圧圧入工による鋼矢板を土留め工として設置するものでございます。

(2) 現時点での工事費の精査によるものでございます。

(3) ため池の安全性を確認するため、堤体工完了後に湛水試験を追加するものでございます。

図面の一番左側になりますけれども、堤体が令和6年度施工というふうになってございます。洪水吐き工から放流工ですけれども、一番左側、洪水吐き工には災害関連ということになってございまして、その下流、災害復旧工事ということで、令和5年度と令和6年度施工というふうになってございます。この令和6年度施工については、先ほど委託の内容にありましたとおり、ダリヤの管理棟やその北側には公園の園路があつて、その安全性を確保するために仮設棟の工事を施工するものでございます。その下流は被災エリア外ということで町施工になりますけれども、今、県のほうに設計等をお願いしているところでございまして、記載の図柄についてはイメージというふうに考えていただければと思います。

説明は以上であります。よろしく申し上げます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

鈴木幸廣君。

○ 8 番 ちょっと確認しておきたいんですが、県のほうに委託するということで、財源はどういったことになるんでしょうか。

○議長 佐藤課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 今回の委託というのは、被災エリア内の話ですか。

（「1 億2,000万の財源はどうなるんですか」と言う人あり）

○農地林務課長・農業委員会事務局長 こちらについては、災害復旧の国の補助、激甚災害で96.6%の国庫補助がついてきますので、そちらで財源とさせていただきたいと思っています。

○議長 鈴木幸廣君。

○ 8 番 確認ですが、これは県のほうに委託して、県のほうでも工事をやるという解釈でよろしいですね。

○議長 佐藤課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 議員おっしゃるとおりで、県のほうに委託して、県のほうで工事を発注するということになっております。

○議長 ほかに。

伊藤 進君。

○ 1 2 番 これ県のほうに発注するわけですがけれども、既存のものと整合性きちっと確認されておるのでしょうか。既存の水路、これからつなごうとする水路との整合性なんか、きちっと確認されておるのか確認したいと思います。

○議長 佐藤課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 こちらについては、令和4年に災害査定を受けて、きちんと整合性取れるように工事のほう設計されております。

以上です。

○議長 伊藤 進君。

○ 1 2 番 ややもすると、やりやすいようになんていうふうなことを考えることもあろうかと思いますが、その点については後で違っていたということのないように、また、被害が広がったなんてことのないように、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

○議長 佐藤課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 この工事については災害復旧工事ということで、国から査定を受けまして、変更があれば国と協議をしながら進めてまいっているところでござい

ますので、これからもそういったことがあれば、国なりにご相談をしながら進めていくということになるかと思います。

以上です。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎発議第14号 議員の派遣について

○議長 日程第4、発議第14号 議員の派遣について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者、寒河江 司君。

寒河江 司君。

(6番 寒河江 司君 登壇)

○6番 6番寒河江です。

それでは、私よりご説明を申し上げます。

発議第14号 議員の派遣について。

上記の議案を別紙のとおり、川西町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年9月18日提出、提出者、賛成者につきましては記載のとおりであります。

次に、別紙であります。

議員の派遣について。

本議会は、地方自治法第100条第13項及び川西町議会会議規則第128条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1、山形県町村議会議長会主催町村議会議員研修会。

目的、議員の識見を広め、議会活動の円滑化に資する。

派遣場所、山形市、山形国際交流プラザ。

期日、令和6年10月25日。

派遣議員、議員全員。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎発議第15号 高橋輝行議員に対する辞職勧告決議

○議長 日程第5、発議第15号 高橋輝行議員に対する辞職勧告決議、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者、遠藤明子さん。

遠藤明子さん。

(4番 遠藤明子君 登壇)

○4番 4番遠藤です。

私のほうから、発議第15号 高橋輝行議員に対する辞職勧告決議。

上記の議案を別紙のとおり、川西町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和6年9月18日提出、提出者及び賛成者については記載のとおりであります。

提出理由。

これまで数度にわたる問責決議・議員辞職勧告を全会一致で可決した。しかし、その責任はいまだに果たされてはいない。

川西町議会に対する町民の信頼を著しく失墜させた高橋輝行議員の責任は重く、断じて許されるものではない。自らの意思と責任において、再度、川西町議会議員を辞職することを勧告するものである。

高橋輝行議員に対する辞職勧告決議（案）であります。

昨年の高橋輝行議員の空き家バンク仲介による手付金不正受領に関して、度重なる問責決議・辞職勧告決議にもかかわらず、本人は決議を重く受け止めるとしながらも、町民と議会に対して未だに説明責任が果たされていない。一連の行為は町民の信託を受けた町議会議員としての自覚を著しく欠く行為であり、川西町議会政治倫理に関する決議に反するものである。

議員一人の問題にとどまらず、川西町議会に対する町民の信頼を著しく失墜させたことへの社会的、道義的責任は重い。

よって、川西町議会は、議会への町民の信頼を回復するため、自らの意思と責任において川西町議会議員を辞職することを勧告するものである。

以上、決議する。

令和6年9月20日、川西町議会であります。

よろしくお願いいたします。

○議長 本案は議員提出議案でありますので、川西町議会運用例第2章第8項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議いたします。

本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎発議第16号 閉会中の継続審査について

○議長 日程第6、発議第16号 閉会中の継続審査について、これを議題といたします。

お諮りいたします。令和6年第1回定例会において総務文教常任委員会に付託した請願第1号 川西まちなかテラスに関する町民の意見反映についての請願、本請願は審査未了のため、継続審査とされたい旨の申出がありましたので、これを許可いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第16号 閉会中の継続審査については許可することに決定いたしました。

◎発議第17号 閉会中の所管事務調査について

○議長 日程第7、発議第17号 閉会中の所管事務調査について、これを議題といたします。

お諮りいたします。本案は、各常任委員会及び議会運営委員会において、それぞれ検討され、申出があったものであります。これを許可したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第17号 閉会中の所管事務調査については許可することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長 以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

これをもって令和6年第3回川西町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたってのご審議、誠にご苦労さまでした。

(午後 1時19分)